

2023年11月17日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社 きらやか銀行

カードローンにおける相続発生時の取扱いについて

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）は、取扱いをしておりますカードローン商品において、カードローン規定に定められておりました、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」の取扱いを見直し、削除いたしましたのでお知らせいたします。

カードローンにおいて「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ、一括返済を請求することはありません。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はありません。

記

1. 改定内容

カードローン規定の「期限の利益喪失事由」（求償権の事前行使事由）より「相続の開始」を削除。

2. 主な対象商品

- (1) カードローンMAX500
- (2) カードローンD o i t
- (3) カードローンD o i t 500

※上記商品以外、過去にご契約済みのすべてのカードローンについても、同様の取扱いといたします。

以上

<お問い合わせ先> 個人営業部 担当：菅原 023 - 631 - 0001（代表）